

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を開始しました

4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、臨時な措置として「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。申請の受け付けが7月1日(火)から始まりましたので、申請方法などをお知らせします。

◎給付金の申請について

受付期間 **7月1日(火)～10月1日(水)**

申請方法 給付金の支給対象となる方には、6月末から7月初旬にかけて申請書を郵送しています。必要事項を記入し、必要書類を添付して返送してください。**申請は、原則として郵送受け付けとなります**が、受付期間中は、下記のとおり申請受付窓口を開設します。

申請受付窓口

▽市役所東分庁舎「コスモス館」1階・大会議室…7月1日(火)～8月20日(水)

▽市役所1階・しあわせ推進課給付金担当窓口…8月21日(木)～10月1日(水)

※いずれの会場も、受付時間は午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)です。

◎申請方法に関するお問い合わせ(8:30～17:15 土・日曜日、祝日は除く)

しあわせ推進課社会福祉係(給付金担当) ☎44-2771 FAX43-6285

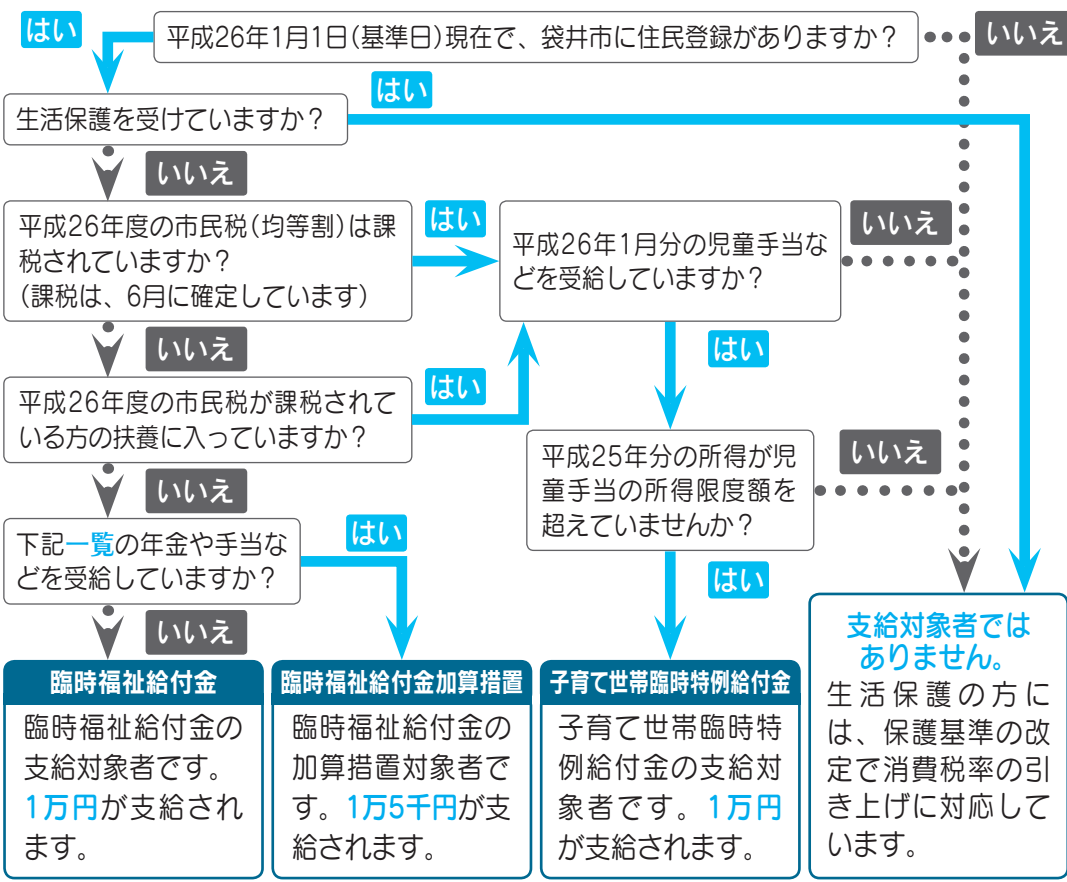
〒437-8666 袋井市役所しあわせ推進課「給付金担当」 ✉ shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp

※混雑時は、電話がつながりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

◎制度に関するお問い合わせ(9:00～18:00 土・日曜日、祝日は除く)

厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192

◎臨時給付金診断表 ～対象となるかどうか確認しましょう！～



◎臨時福祉給付金加算対象となる年金・手当一覧

◇臨時福祉給付金対象者で、次の①～⑫の年金や手当などを1つでも受給している場合は、5,000円が加算されます。

- ①老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金 など
- ②児童扶養手当 ③特別児童扶養手当
- ④障害児福祉手当 ⑤特別障害者手当 ⑥経過的福祉手当 ⑦原爆被爆者諸手当
- ⑧毒ガス障害者対策手当 ⑨ガス障害者対策手当 ⑩予防接種法に基づく健康被害救済給付金
- ⑪新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金 ⑫医薬品副作用被害救済制度の副作用救済給付または、生物由来製品感染等被害救済制度の感染救済給付

◇この診断表は、基本的な要件を前提に作成しています。診断結果がすべての方に当てはまるわけではありません。対象となるかどうかの目安としてご利用ください。

◇臨時給付金診断表で対象となった方で、7月中旬になっても申請書が届かない場合は、しあわせ推進課給付金担当までお問い合わせください。